

第 5 6 号議案

八王子市都市公園条例の一部を改正する条例設定について

八王子市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市都市公園条例の一部を改正する条例

八王子市都市公園条例（昭和 3 8 年八王子市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前			
(有料運動施設等の使用料) 第7条 (略) 2・3 (略) 4 陸上競技場(競技場に限る。)の貸切りでない場合の利用については、市長は、別表第2に定める額の陸上競技場回数券を発行することができる。		(有料運動施設等の使用料) 第7条 (略) 2・3 (略)			
(有料運動施設等の利用料金) 第7条の2 (略) 2 (略) 3 スケートパークの貸切りでない場合の利用については、別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得てスケートパーク回数券を発行することができる。 4 利用料金は、利用の承認を受けた際(前項の場合については、スケートパーク回数券の交付を受ける際)に支払わなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 5 (略) 6 (略) 7 (略)		(有料運動施設等の利用料金) 第7条の2 (略) 2 (略) 3 利用料金は、利用の承認を受けた際に支払わなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 4 (略) 5 (略) 6 (略)			
別表第2 (第7条関係) 1 有料運動施設及び器具		別表第2 (第7条関係) 1 有料運動施設及び器具			
種別	公園名	有料運動施設及び器具の種類	単位	金額(円)	
陸上競技場	富士森公園	競技場	貸切りでない場合	子供 1回	50
				高校生 1回	100
				大人 1回	200
			貸切りの場	全面 1回(3時	15,000
種別	公園名	有料運動施設及び器具の種類	単位	金額(円)	
陸上競技場	富士森公園	競技場	1回(4時間以内)	10,000	

		<u>合（更衣室・シャワー室の利用を含む。）</u>		<u>半面</u>	<u>1回（3時間以内）</u>	<u>7,500</u>
	本部室	一式、1回（ <u>3時間</u> 以内）				1,500
		<u>記録室</u>	<u>一式、1回（3時間以内）</u>			<u>1,500</u>
		<u>放送室</u>	<u>一式、1回（3時間以内）</u>			<u>1,500</u>
		<u>写真判定装置</u>	<u>一式、1回（3時間以内）</u>			<u>2,500</u>
		<u>会議室</u>	<u>1回（3時間以内）</u>			<u>1,500</u>
		陸上競技用器具	30点未満、1回（ <u>3時間</u> 以内）			<u>2,500</u>
			30点以上、1回（ <u>3時間</u> 以内）			<u>4,000</u>
		<u>サッカー用器具</u>	<u>一式、1回（3時間以内）</u>			<u>2,000</u>
		<u>夜間照明</u>	<u>1回（3時間以内）</u>			<u>3,000</u>
		<u>更衣室・シャワー室</u>	<u>貸切りでない場合、1回</u>			<u>100</u>
	上柚木公園	競技場	貸切りでない場合	子供	1回	<u>50</u>
				<u>高校生</u>	<u>1回</u>	<u>100</u>
				(略)	(略)	(略)
				(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1 利用者の区分は、次のとおりとする。

- (1) 競技場において、子供とは中学生以下の者をいい、高校生とは高等学校に在学する者その他これに準ずる者をいい、大人とはこれら以外の者をいう。

	本部室	<u>及び放送設備</u>	一式、1回（ <u>4時間</u> 以内）			1,500
		陸上競技用器具	30点未満、1回（ <u>4時間</u> 以内）			<u>1,500</u>
			30点以上、1回（ <u>4時間</u> 以内）			<u>3,000</u>
	上柚木公園	競技場	貸切りでない場合	子供	1回	<u>100</u>
				(略)	(略)	(略)
				(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1 子供とは中学生以下をいい、大人とはそれ以外をいう。

(2) プールにおいて、子供とは中学生以下の者をいい、大人とはそれ以外の者をいう。

2 競技場の貸切りの場合の使用料は、更衣室・シャワー室の使用料を含む。

3 入場料（入場料、会費、賛助費、寄附金等いずれの名義でするかを問わず、有料運動施設に入場する者から領収すべきその入場の対価をいう。）を徴収する場合の有料運動施設（令第5条第4項に規定する工作物であるものを除く。）の使用料は、この表に定める額に次の表に定める額を加算した額とする。同表において、大人とは中学生以下の者及び高等学校に在学する者その他これに準ずる者以外の者をいう。

種別	金額（円）
<u>プロスポーツで利用する場合</u>	<u>200,000</u>
<u>主として大人で構成する団体がアマチュアスポーツで利用する場合</u>	<u>100,000</u>
<u>上記以外で利用する場合</u>	<u>50,000</u>

4 単位の欄に規定する時間の範囲を超えて有料運動施設（プールを除く。）及び器具を利用する場合には、超過30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につきこの表に定める額の30分相当額を徴収する。この場合において、当該30分相当額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 体験学習施設

名称	種別	利用区分	金額（円）
長池公園自然館	(略)	(略)	(略)
	工作室	午前	<u>1,400</u>
		午後	<u>1,900</u>
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1・2 (略)

3 (略)

2 入場料（入場料、会費、賛助費、寄附金等いずれの名義でするかを問わず、有料運動施設に入場する者から領収すべきその入場の対価をいう。）を徴収する場合の有料運動施設（令第5条第4項に規定する工作物であるものを除く。）の使用料は、第7条に規定する額に40,000円を加算する。

2 体験学習施設

名称	種別	利用区分	金額（円）
長池公園自然館	(略)	(略)	(略)
	工作室	午前	<u>2,400</u>
		午後	<u>3,200</u>
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1・2 (略)

3 (略)

4 回数券

公園名	種別	券面額及び枚数	金額 (円)	
富士森公園	陸上競技場	子供券	50円券 1 1 枚	500
		高校生券	100円券 1 1 枚	1,000
上柚木公園	回数券	大人券	200円券 1 1 枚	2,000

別表第3 利用料金 (第7条の2関係)

1 有料運動施設及び器具

公園名	種別	有料運動施設及び器具の種別	単位			金額 (円)	
戸吹スポーツ公園	(略)	(略)	(略)			(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	
公園	スケートパーク	スケートパークで貸切りでない場合	子供	全日	市内居住者	250	
					市内居住者以外の者	300	
			大人	全日	市内居住者	500	
					市内居住者以外の者	600	
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1 利用者の区分は、次のとおりとする。

- (1) 子供とは中学生以下の者をいい、大人とはそれ以外の者をいう。
- (2) 市内居住者とは市の区域内に住所を有する者、市の区域内に存

別表第3 利用料金 (第7条の2関係)

公園名	種別	有料運動施設及び器具の種別	単位			金額 (円)	
戸吹スポーツ公園	(略)	(略)	(略)			(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	
公園	スケートパーク	スケートパークで貸切りでない場合	子供	全日		250	
			大人	全日		500	
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1 子供とは中学生以下をいい、大人とはそれ以外をいう。

する事業所に勤務する者又は市の区域内に存する学校に在学する者をいう。

- 2 入場料（入場料、会費、賛助費、寄附金等いずれの名義であるかを問わず、有料運動施設に入場する者から領収すべきその入場の対価をいう。）を徴収する場合の有料運動施設（令第5条第4項に規定する工作物であるものを除く。）の利用料金は、**この表に定める額に次の表に定める額**を加算した額を上限として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた額の利用料金を支払わなければならない。**同表において、大人とは中学生以下の者及び高等学校に在学する者その他これに準ずる者以外の者をいう。**

種別	金額（円）
プロスポーツで利用する場合	200,000
主として大人で構成する団体がアマチュアスポーツで利用する場合	100,000
上記以外で利用する場合	50,000

- 3 単位の欄に規定する時間の範囲を超えて有料運動施設及び器具（シャワーを除く。）を利用する場合には、**超過30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）**につきこの表に定める額の**30分相当額**を上限として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた額の利用料金を支払わなければならない。**この場合において、当該30分相当額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。**

2 回数券

公園名	種別	券面額及び枚数	金額（円）
戸吹スポーツ公園	スケートパーク回数券	子供券 全日 市内居住者	250円券 1 1 枚 2,500
		市内居住者以外の者	300円券 1 1 枚 3,000
	大人券 全日 市内居住者	500円券 1 1 枚 5,000	

- 2 入場料（入場料、会費、賛助費、寄附金等いずれの名義であるかを問わず、有料運動施設に入場する者から領収すべきその入場の対価をいう。）を徴収する場合の有料運動施設（令第5条第4項に規定する工作物であるものを除く。）の利用料金は、**第7条の2第1項に規定する額に40,000円**を加算した額を上限として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた額の利用料金を支払わなければならない。

市内居	600円券 1 1 枚	6,000
住者以		
外の者		

備考 市内居住者とは市の区域内に住所を有する者、市の区域内に存する事業所に勤務する者又は市の区域内に存する学校に在学する者をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表第2、2
体験学習施設の部 長池公園自然館の款 工作室の項の改正規定は平成31
年7月1日から、次項から第6項までの規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八王子市都市公園条例（以下「新条例」という。）
の規定による平成31年10月1日以後の有料運動施設及び器具の利用に関し
必要な手続その他の行為については、同日前においても新条例の例により行う
ことができる。
- 3 平成31年10月1日以後の新条例別表第2の有料運動施設及び器具の利用
については、同日前においても、同表に定める使用料の額を徴収することがで
きる。
- 4 平成31年10月1日以後の新条例別表第3の有料運動施設及び器具の利用
については、同日前においても、同表に定める額の範囲内において指定管理者
が定める利用料金の額を支払わなければならない。
- 5 平成31年7月1日以後の新条例別表第2の体験学習施設の利用に関し必要
な手続その他の行為については、同日前においても新条例の例により行うこと
ができる。
- 6 平成31年7月1日以後の新条例別表第2の体験学習施設の利用については、
同日前においても、同表に定める使用料の額を徴収することができる。